

## 空き家総合相談実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空き家及び空き地発生の未然防止、適正管理、流通・活用等に関する相談があった場合に対応する相談体制を整えることで、空き家及び空き地の増加を抑制し、快適に暮らせる安全で安心な居住環境を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住世帯のない住宅及びその敷地(立木その他土地に定着するものを含む)をいう。
- (2) 空き地 居住世帯のない住宅除却後の敷地(立木その他土地に定着するものを含む)をいう。
- (3) 専門家団体 市長と空き家活用の連携に関する協定を締結した団体をいう。
- (4) 相談事業等 空き家対策のセミナー、講演会又は相談会をいう。
- (5) 連絡会 空き家対策に関する情報共有又は相談状況の確認の場をいう。

### (相談を行うことができる者)

第3条 この要綱において、相談を行うことができる者(以下「所有者等」という)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 北九州市内にある空き家又は空き地を所有する者等
- (2) 前号に該当する者の同意を得て代理で相談を行う者
- (3) 北九州市内にある空き家又は空き地の近隣に居住する者

### (相談に対応することができる者)

第4条 この要綱において、相談に対応することができる者(以下「相談員」という)は市長または専門家団体の所属会員とする。

- 2 前項に規定する相談員のうち、社会的非難を受ける行為を行うなど、相談員としてふさわしくないと認められる場合は除外するものとする。

### (相談を行うことができる内容)

第5条 相談を行うことができる内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き家及び空き地の発生の未然防止、適正管理・流通・活用・除却に関すること
- (2) 空き家の老朽化による危険に関すること
- (3) 空き家及び空き地に係る雑草・放置ゴミに関すること
- (4) 前各号に掲げる他、空き家及び空き地の適正管理を促進し、良好な住環境の持続に関すること

(一般的な内容への対応)

第6条 前条に規定する相談について、市長は、相談内容を書面に整理し、必要に応じて現地調査を行う。

(専門的な内容への対応)

第7条 第5条に規定する相談のうち専門的な知識を必要とする相談について、市長は、次の各号に掲げる対応を行う。

- (1) 相談内容を書面に整理し、必要に応じて専門家団体に回答の内容を確認し、所有者等へ書面で回答する。
  - (2) 所有者等が自ら専門家団体へ相談する意向がある場合は、専門家団体の連絡先を所有者等へ知らせる。
- 2 専門的な内容への回答に併せて空き家及び空き地発生の未然防止、適正管理・流通・活用・除却に関する啓発を行う。
- 3 同条第1項第2号において、専門家団体が所有者等自らの相談に対して行う回答について市長は関与しない。

(専門家団体へ相談する費用)

第8条 専門家団体へ相談する費用その他必要な事項については、専門家団体と所有者等との双方で決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定については、一切これに関与しない。

(相談事業等及び連絡会)

第9条 市長が相談事業等又は連絡会を実施する場合、専門家団体は所属会員から参加させることとする。

(個人情報取扱い)

第10条 本制度における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律に則り、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、自己の利益や不当な目的のために取得し収集し、作成し、又は利用しないこと。
- (2) 個人情報を紛失すること等のないよう適正に管理すること。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市再生推進部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。